



社労士付加、福祉特化、組織力。 3つの力で獲得した、 福祉事業所向け 10万円超の顧問サービス

ミッション
自由を象り 人生を豊かに

関わるすべての人の、人生の可能性を、体感できるカタチで実現し、人生の満足度を高める

行動基準

1.人にやさしく
2.未来をつくる

ビジョン

課題解決のための伴走者

同じことをキャッチして解決するために、相手と同じ速さ・違う視

- 「信義誠実」「受容と肯定」に基づき
- 「相手の利益のためを考えているか」
- 「傾聴と提案」に基づき
- 「どうやったらできるかを、できるまで考えているか」



取材／行政書士法人リブレ（北海道札幌市）安田大祐氏

10万円超の高額価格で、顧問サービスを提供している行政書士事務所が北海道にある。ターゲットは「福祉事業所」。これまで雨ざらしになっていたマーケットを、行政書士法人リブレはどのようなやり方でクジラマーケット(高額、高報酬の市場)へと変化させ、仕留めているのか？ 代表の安田大祐氏に話を聞いた。(文・武田司)

福祉事業所の支援を、「顧問」として。

一貴事務所では、北海道全域で障害福祉と児童福祉事業所向けの顧問サービスを展開しています。

はい。福祉事業所の支援が、私

たちの主軸サービスとなっていま
す。これは行政書士事務所として
ではなく、福祉事業所の支援とい
う切り口の中に行政書士や社労士
の業務があるという考え方でサー
ビスを提供しています。

一どのようなサービスを提供しているのです

か？

私たちの商品は大きく3つあり、『はなまるライセンス』と『はなまるレセプト』と『はなまるワー
クライフ』という商品があります。

はなまるレセプトはレセプトの
請求代行サービスで、はなまる

ワークライフはいわゆる社労士顧
問。はなまるライセンスは、私たち
の主軸サービスである福祉事業
所の伴走支援にあたるものなので
すが、許認可の定期メンテナンス
サービスです。

福祉事業所の許認可が他の許認
可と異なる点は、福祉事業の運営
ですからレセプトで公的な報酬
(障害福祉サービス等に係る報
酬)を国からいただく仕組みに
なっていることが挙げられます。
福祉では、求められる指定基準が
「許可」ではなく、「指定」を受
けて事業を行う建て付けになっ
ています。指定を受けずに事業を行
っても違法ではないのですが、
国から報酬を受けるためには指定
を受けなければなりません。

そのため国から求められている
基準を遵守していかなければ、報酬
の返還を求められたり、指定が取
り消されたりすることがあります。

福祉では、この指定基準が細かく定められていますが、細部まで理解して事業を行っている事業者はほとんどいません。利用者の支
援には熱心なのですが、おどろくほどに自分たちの業界で守らなければならぬルールや事務的な手
続きなどを知りません。

そうした事業所に対し、日々の
相談業務やメンテナンスを通じて、問題のない運営体制にしていくことが私たちの関わり方であ
り、それが顧問というサービスにな
っています。

レセプト請求代行は、いわゆる経理代行に
近いものですか？

医療保険制度であれば診療報
酬、介護保険制度では介護報酬。
それらと大きな仕組みは同じで、
障害福祉サービス等報酬では9割
を国に請求できる仕組みになっ
ています。

しかし、福祉事業所で特に私た
ちのお客様の規模は、病院や介護
施設などとは大きく異なります。

病院にはレセプトを専門で担当す
るスタッフがいますが、福祉事業
所では指定基準の最低限の人数し
かスタッフがいないことも多く、
従業員が4～5人ほどの事業所が
多くなっています。そうした中で、福
祉現場の支援を行っていますので、直
接支援に関係のない業
務を専門的に行っているスタッフはほとん
どいません。多くは所長かその家族が行
っています。

そうした状況ですから、専門家に頼
めるのなら頼みたいというニーズが強
くあります。一なるほど。そうしたニーズのある福祉事業所へ顧問として入るのですね。

そうですね。自画自賛になりますが、それが私たちの強みだと思っています。

行政書士業務の多くはスポットで、一方で、私たちがやらなければならぬことは、関わったお客様の事業を成功させること。事業を成功させるために不可欠なことはその事業が継続することです。ですから、お客様の事業を継
続させるために、私たちもお客様と継続的に接点を持ち続けます。そうした商品設計になっています。

一先生は行政書士という切り口から入ってい
ないと言いましたが、「顧問」という切り口を

使えるのは土業であるからこそですね。

そうですね。背景にある土業の信
頼性や参入障壁などは、もちろん土業であることの強みです。ニーズがあるにもかかわらず、リブレさん
のようなサービスを提供している事務所は少
ないですよね。

そうですね。大きく言えば福祉の分野ですが、福祉の中にも高齢者向けの介護保険の事業と障害者
向けの事業があり、さらにその中に障
害児向けの事業があります。介護保険の領域は社労士業務であり、私たちも取り扱っていますが、私たちのドメインである障
害者向けの領域は行政書士の分野です。ですから、やはり私たちと同じサービスを提供するのであれば、行政書士事務所になると思
います。

また、障害年金の申請代行は社
労士が行っていますが、それは事
業所の利用者さんに対するB to Cのサービスです。一方で私たちの提供しているサービスは、利用
者さん向けのものではなく、あくまで事業所の経営支援でありB to Bのサービスです。

私たちの事業ドメインは、障
害者の就労支援という福祉事業を行
っている事業所の経営支援です。そ
うした事業所が、いかに事



取材中の安田大祐氏

業継続して、事業所のビジョンやミッションを達成していくか。それを支援することが私たちのミッションです。

福祉事業所の指定申請などの手続きを行う事務所は増えていますが、私たちと同じ領域でサービスを提供している行政書士は、私の感覚ではあまりいないように思います。

—現在、顧問は何件になっていますか？

顧問はいくつかのプランに分かれていますが、そうした区分けをせずに言えば、現在48件になっています。

新設事業所なら、3件に2件で成約

—実際の業務では、どのくらいのペースで許認可のメンテナンスが発生しますか？

私たちは定期点検のように事業所の運営状況をヒアリングし、メンテナンスすべき諸問題をあぶり出していく。多くの問題は顕在化していくので、面談や相談から問題を見つけることが必要で、それによってメンテナンスが発生してきます。

—顕在化した問題を発見し解決するというのには、高度な技術や経験が要求されそうです

ね。そうしたことは、安田先生が行っているのですか？

いいえ。私は行っていません。現在は月次の面談や営業活動などは、すべてスタッフが行っています。

—そうなると、担当者が月次の面談でそれなりのパフォーマンスを発揮していかなければ、顧問が継続されないということになりますね。

そうです。ですから、福祉事業所との窓口業務を行うスタッフを4名に絞っています。社歴は長くて3年のスタッフですから、まだまだ課題も多いのですが(苦笑)。

—それは、どのような課題ですか？

課題はさまざまありますが、例えば、私たちに競合がないと言っても、解約されるリスクは常にあります。その理由は、一般的な企業経営者がイメージする税理士の顧問報酬や社労士の顧問報酬と比べると、私たちの顧問報酬は高額に設定されているからです。はなまるライセンスで言えば、月額は10万円を超える金額であります。

—そうなると、提供するサービスはそれ相応の価値がなければなりませんね。

はい。私たちには強みがあります。そもそも、社労士部門がグループ内にない事務所がほとんどです。それに社労士部門があったとしても、福祉に特化していかなければ、いきなりレセプト請求はできません。たとえレセプトの知識があっても、所長先生一人の事務所で、労働集約型であるレセプト申請代行を引き受けるのは難しいと思います。

自社グループに行政書士、社労士の資格がどちらもあって、かつ福祉に特化し、組織化されていなければ対応できません。

—営業は、どのように行っていますか？

ホームページ、郵送DM、FAXのDM、テレアポなど。新設の事業所に営業すれば、3社に2社の確率で成約します。ただし、成

約率は高いですが、新設の事業所の件数が毎月それほど多くないのが難点です。

—北海道のマーケットで言えば、事業所数はどのくらいありますか？

福祉事業所として数えると多いのですが、私たちのサービスにガチっとはまるターゲットとなると、3000件前後だと考えています。

現在の顧問先で、もっと多いのは障害者の就労支援を行う事業所。それから、障害を持った子供が通う児童デイサービス。正式には放課後等デイサービスと児童発達支援の指導訓練室です。

コアターゲットが3000件というのは、マーケットとしてかなり厳しい数字だと思います。もし、弊事務所と同じくらいの価値を提供できる競合がいて、シェアを取り合ったら大変なことです。ただ今は、幸運なことにそうした状況にはなっていませんが。

—ターゲットやエリアを広げる考えはあるんですか？

はい。道外に出ても通用するのではないかという仮説を立てて、まずは東北6県でテレアポ会社を使って営業を開始しています。結果的に、弊事務所のようなサービスを提供しているところはほかになく、道内と同じ反応があるので手応えを感じているところです。

—すでに展開されているんですね。

誤算だったのが交通費。道内でも遠方のお客様には、顧問料に交通費を上乗せさせていただいているのですが、東北で毎月訪問するとなると20万円弱になってしまいます。それではさすがにお客様の負担が大きいので、3か月に1回の訪問にプラン変更して、費用を抑えるようにしました。

今はまだ、青森県で2件と秋田県で1件を受注したところですが、今後はエリアを北海道と東北以外にも広げていこうと考えています。

—やはり、訪問しなければサービスが成立しませんか？

その点は、悩ましいところであります。オンライン面談は、やはり効率がいいので活用したいのですが、訪問しないと作れない関係性や、訪問してはじめて引き出せる課題などが確実にあります。

たとえ関係性の強いお客様であっても、決められたテーマの話はできますが、それ以外の話を引き出しにくくなってしまいます。結果的にお客様の課題や問題点を抽出できません。

それでは顧問契約の満足度が下がるようになりますので、解約になるくらいならやはり訪問する方が良いだろうと感じています。

—なるほど。確かに悩ましい問題ですね。では最後に、今後の展望を教えてください。

基本的な路線は、組織化していくこと。一人のスーパーマンがいる事務所より、組織化している事務所の方が価値が高いと私は思います。従業員に対しても、組織の規模が大きくなればチャレンジの場や活躍のフィールドが与えられますので、どちらから考えても組織化は間違いではないと考えています。

まずは5年で50人の事務所にすることが目標です。人数はゴールではないのですが、道標として追い求めていきたいと考えています。■



エントランスの様子



所内の様子（撮影がランチタイムと重なったため、スタッフの姿は少ない）



非常勤スタッフ用の執務スペース



休憩室兼フレイルーム
(北海道札幌市)

2012年開業。代表・安田大祐。開業から福祉事業者の支援に特化。障害福祉と児童福祉事業者向けの顧問サービスを北海道全域で展開し、成長・拡大を続けている。従業員14名